

社 労 連 第 3 1 0 号

平成 2 2 年 8 月 6 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会 長 金 田 修

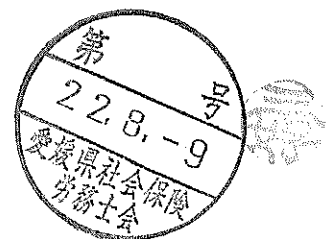
(公 印 省 略)

**厚生労働省事務連絡「特定社会保険労務士があっせんの代理人となる
場合における適切な個別労働紛争解決制度の運用について」について**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきましては、代理人となる特定社会保険労務士の取扱いについて、一部の都道府県労働局紛争調整委員会において、①あっせん期日通知が本人のみにされ代理人に通知されない、②代理人が和解契約書を締結できないといった取扱いがなされていることから、厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室に改善の申入れを行っておりましたが、この度、同労働紛争処理業務室長補佐から都道府県労働局総務部企画室長あて別添のとおり事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。



事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 14 日

都道府県労働局総務部企画室長 殿

厚生労働省大臣官房地方課
労働紛争処理業務室長補佐

特定社会保険労務士があっせんの代理人となる場合に
おける適切な個別労働紛争解決制度の運用について

日頃、個別労働紛争解決制度の運用にご努力いただき感謝申し上げます。
さて、今般、全国社会保険労務士会連合会より、一部の紛争調整委員会における代理人となる特定社会保険労務士の取扱いについて、①あっせん期日通知が本人のみにされ代理人に通知されない、②代理人が和解契約書を締結できない等代理人としての地位が確立されておらず実務上の不便を強いられているとの意見が寄せられました。

ところで、紛争解決手続代理業務については、社会保険労務士法第 2 条第 2 項の規定により、特定社会保険労務士に限り行うことができるとされており、また、紛争解決手続代理業務には、同法第 2 条第 3 項の規定により、紛争解決手続について相談に応じること、紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと、紛争解決手続において成立した和解における合意を内容とする契約を締結することが含まれるとされています。

したがって、特定社会保険労務士に上記のような「あっせんに関する一切の行為」が委任されている場合には、

- ① 委任状等により代理権の範囲を確認の上、あっせん期日の通知は代理人を通じて連絡又は通知することが適切である、
 - ② 事前に代理人の許可申請をあっせん委員に提出し許可を得た場合にあっては、あっせん期日に出席し、あっせん手続において成立した和解契約を締結することができる、
- ものです。

つきましては、特定社会保険労務士があっせんの代理人となる場合には、上記の取扱いに留意の上、引き続き、個別労働紛争解決制度の適切な運用に努めていただくようお願いします。